

至 自  
年 年  
月 月  
日 日

尼港事件  
大正九年尼港及「オコツ」事件ニ因ル損害救  
恤並滿洲及支那ニ於ケル各種事件ニ因ル損害  
救恤關係 (昭和十年勅令ヲ百四十六号關係)

第

一

卷

記 外

務 省

至 自

年 年

月 月

日 日

尼港事件  
大正九年尼港及「オコツ」事件ニ因ル損  
害救恤並滿洲及支那ニ於ケル各種事件ニ因  
ル損害救恤關係 (昭和十年勅令ヲ百四十六号關係)

第

一

卷

門  
類  
項  
目  
号

A  
1  
3  
3  
2-1